

# 監査報告書

令和7年5月21日

学校法人常葉大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人常葉大学

監事 石塚 勝啓 ㊞

監事 小里 広 ㊞

私たちは、旧私立学校法（令和5年5月8日施行）第37条第3項及び学校法人常葉大学旧寄附行為（令和6年4月1日施行）第15条第3項並びに学校法人常葉大学監事監査規程等に基づき、学校法人常葉大学の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席するほか、理事長等から業務の報告を聴取するとともに、法人及び法人の設置する学校等の業務及び財産の状況を調査確認しました。

また、会計監査人（静岡監査法人）と連携し、計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）並びに財産目録について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人常葉大学の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上